

久留米市国民保護計画（素案）に対するパブリック・コメントの全文

【 】内の数字は、別紙「意見の概要とそれに対する市の考え方」に対応しています。

【梅満町：51歳】

次の項目の記述を望みます。

1 情報伝達の流れについて

国からトップダウンでの指示の流れについては、記述されているが、武力攻撃情報の収集と公開についての記述がありません。

市民が正しい情報を得るための情報の流れについて、その方法の明確化が必要。これが正しく機能しないとパニックになり、本計画を根底から覆すものと思われれます。

すくなくとも、市町村が国と同じ情報を持つことが必要です。【1】

2 市町村での判断について

指示が、国 県 市町村の流れになっているが、状況によっては、指示を待っていては被害が拡大すると判断できるときは、市町村の判断で対処することを明記してほしい。【2】

3 自衛隊活動の協力について

久留米は、自衛基地を市内に保有しています。

自衛隊が出動する場合、市内の道路の閉鎖などが必要になります。

機敏な処理が行なえるように、自衛隊、市、消防、警察との連携と市民への情報の伝達について、その方法の明確化が必要。【3】

4 避難地について

本計画では、弾道ミサイル攻撃、空爆も想定しています。

避難地をビルとしているが、ビルは攻撃対象になるため、危険と思われる。

防空壕が必要ではないか。被災者の治療をする医療施設としての、防空壕もいる。

久留米市内での防空壕の整備計画を明記してほしい。

また、核シェルタについても同等です。【4】

以上

【宮ノ陣5丁目：53歳】

計画素案が対象とする事態については、P16～P18に書かれているとおり、そのおおかたが、短時間に攻撃そのものが終結してしまう。今日の戦であるから、国民をそれらから守るということは不可能と思われる。【5】にもかかわらず、本案では、自衛隊の戦車、ミサイル等を配備するのに不都合な家等の国民の財産をいかに合法的に措置として摂取できるようにするための法案のように読める。【6】

本市には、自衛隊施設等もあり、攻撃目標になることは間違いないにもかかわらず、平野部に位置し、避難する山間部も限られている。

また、日中、福岡地区へ勤めている者たちの事については、どこにもふれられてはいない。どのように本市の情報を伝え、どのような保護があるのか。帰宅困難者の数は多数である。【7】

本計画案P167を目通しするだけで時間がかかる。

閲覧だけでパブリックコメントを出すには、ムリがあると思いませんか。

仕事を持つ者も市民である。広報紙に折り込んで各家に配布すべき。パブリックコメントを呼びかけるだけで、この計画案を成立させてしまうという姿勢は問題がある。ありばい的にパブリックコメントを募ったにすぎない。

国民ひとりひとりの生命財産に関わることなので、いかに経費がかかろうと手を尽くすべきである。成立以前の問題を指摘したい。【8】

【東町：83歳】

災害時の保護計画と武力攻撃事態等の保護計画を一緒にしているところに無理がある。災害時と武力攻撃の場合では原因も状況も全く違うので、その対処や保護の仕方も、それぞれで最適な計画を立てなければならないと思う。

それを一緒にして急ぐのはなぜだろうか。住民の危機意識を煽り、軍事国家とする下ところが潜んでいるのではなかろうか？戦時体制の再来を想わせるような計画で非常に不安を感じる。

国民保護法の前に「武力を持たない」、「武力攻撃をしない」ことに、もっと力を注ぐべきだと思う。【9】

1ページ 第1編総論のすぐ下の、枠囲いの中

この計画案はこうあって欲しいと 本心 願うものがあれば、自分の言葉がほとぼり出てくるはずなのに“かんがみ”など、殆ど日常的に使用されない言葉が出てくるのには違和感がある。【10】

短い文中に「市民」「国民」と使い分けてある。私たちは戦時中、「小国民・国民」と束ねられて苦い経験をしている。今は、人間一人ひとりが大事にされる“人間の安全保障”が求められている。久留米市がつくる計画であれば、国民ではなく、住民を通して欲しい。【11】

【西町：78歳】

第二編 平素からの備えや予防についての意見

全体として

- 1 周辺事態が十分に論議されていないのに武力攻撃発生を予想するのは急ぎすぎる。【12】
- 2 武力攻撃という文言がやたらと多いのが気になる。【13】
- 3 武力攻撃が核爆撃とすれば、多様な取り組みはすべて無駄。【14】

各項について

22 p

- ・これ幸いと自衛隊の協力を求め、必要性を市民に啓発している。【15】
- ・この項だけでなく、遺体に関することが多く、市民の死を予想していることが取り扱われ、市民の不安を招く。【16】

31 p

- ・戦時中の隣組組織を想像させる。【17】

38 p

- ・研修及び訓練には膨大な予算が必要、そんな金は福祉に回して欲しい。【18】
- ・研修の講師は啓発活動の方向を間違えないように、基本的人権確立を基本においた講師を厳選すること。【19】

【善導寺町：70歳】

国民保護法を読んで、一体、日本は今後どんな道を歩いて行き、将来どうなるのかと危機を感じます。

国民保護法を作るより、カナダの様に平和省を作り、小学校より大学まで平和教育をやってもらいたい。あたかも武力攻撃があるかの様な法律を作るより、武力に対しては、日本は外交で平和的に解決するという事を国の内外に認識させる事が先決だ思う。

日本には、戦争をしないという世界に誇る今の憲法を守り、平和国家として進んで欲しい。税金でこんな法律を作る事はもってのほかです。【20】

【上津町：62歳（団体の代表者）】

第1編 総論

- 1 この「計画」には、「国際的、国内的な平和への取り組み」がない。この「計画」が真に「国民保護」となるためには、「平和構築への取り組み」をすることが一番であると考え。例えば、多民族・多文化の国カナダは「人間の安全保障」をモットーとし、「非暴力紛争解決」のために国際的・国内的な働きをして高い評価を受けている。久留米市においても「国際社会」を信頼して対話を最後まで叫ぶ平和主張の市であることが大切。【21】
- 2 「久留米市国民保護計画」という名称では、一般的に受け取る側は、「災害時などに国民を保護してくれるのでは」と思ってしまう。内容が正確に把握されるように、計画の名称を「(武力攻撃事態などにおける)久留米市国民保護計画」とすること。【22】また、「災害時の保護計画」を「武力攻撃事態の保護計画」に転用しようとしているが、原因も状況も違う事態を一緒にすることには無理がある。【23】
- 3 「武力攻撃事態」という言葉は、みだりに国民を扇動する言葉となり得る。日本全国の市町村でこのような計画が作成されることの方が、周辺諸国に脅威を感じさせ警戒感を招くことに繋がると考える。【24】
- 4 「国民保護」という言葉は、「国民」=日本国籍を持つ者というイメージとなり、外国籍住民の排除につながりやすい。1pで「住民」をわざわざ「国民」と言い換えているが、市の施策であれば「住民」でよい。全編に渡って「住民保護」の視点で記述すること。【25】
- 5 全体を読むと、第3編の「武力攻撃事態等への対処」が66pと突出して多く記述されているが、第3編では「住民の安全確保」についてはほとんどふれられていない。又、第4編「復旧等」は3pしか記述されていない。「住民の安全確保」や「復旧等」が一番大切な「保護」と考える。この計画は「住民保護」を主眼としていない。【26】
- 6 「市国民保護協議会」のメンバーが明らかになっていない。又、そこに女性の参画が少ない。資料としてメンバー名をつけること。又、協議会メンバーに一般市民の公募枠を設けること。【27】
- 7 「素案」が配布されず、市民に徹底されないままパブリック・コメントが実施されている。インターネットで見るとということでは情報格差がでる。より多くの市民に情報がわかりやすく届くように工夫すること。【28】
- 8 すでに連合自治会が住民実態調査（災害時の緊急連絡先など）をするなど、「個人情報保護法」に違反する行為がある。この実態調査の名簿が「武力攻撃事態等」における住民の組織づくりに利用されないようにすること。【29】
- 9 4、5pにおいて「基本的人権の尊重」、「国際人道法の実施」が謳われているが、市民・市職員・関係者などへの研修が義務づけられていない。6pの「外国人に対する国際人道法の的確な実施」についても研修の義務づけなど具体的な取り組みがない。「武力事態等」が起きた時、先の大戦時に住民の中に大きな混乱が起きたことなど「基本的人権の尊重」「国際人道法の実施」「外国人に対する国際人道法の的確な実施」は日頃から徹底した教育が必要である。【30】又、「基本的人権」が犯された時の対処方法・罰則規定について明示すべき。【31】
- 10 「国民の協力」が記述されているが、強制につながらないようにすること。【32】

- 11 「国民保護措置に従事する者の安全確保」の項目はあるが「住民の安全確保」に対する項目がない。別に項目を設けて指針を示すべきである。【33】
- 12 5 pでは、「高齢者、障害者、乳幼児等の配慮」となっているが、「女性特に妊産婦」「病弱者」への配慮も必要となる。女性は生理用品の確保などが必要となる。【34】
- 13 15 pでは、久留米の自衛隊施設が現在持っている施設・設備・機能などについてふれていない。先の大戦では、軍事施設が攻撃の対象となった。久留米市に軍事施設があることが住民を危険に陥れるケースについてもふれ、住民へ久留米市の軍事施設について情報を公開し、攻撃の対象になった時の対処法を示すべきである。又、先の大戦において、久留米市でも、自国の軍隊の存在・行動が住民のライフラインの安全を脅かしたことを考慮すべきである。【35】
- 14 15 pで「久留米市には原子力発電所は存在しない」と記述されているが、「玄海原発」の被害は広範囲に及び、久留米市も含まれるという。そのことを想定して安全対策を考えるべき。各地に原子力発電所がある日本は、攻撃されれば被害は壊滅的といわざるを得ない。そんな事態に対処する具体策がない。【36】
- 15 16 p、17 p、18 pで「敵国」「敵」の言葉が使用され、このような思い込みが住民の不安をあおることは、先の大戦でも明らかであり、使用すべきではない。「敵国」と思いこまれた国籍を持つ久留米住民の保護についても配慮すべきである。【37】
- 16 19 p、20 pにおいて「緊急処理事態」にふれられているが、「放射能被害・生物剤被害等」は長期に渡ることは、長崎・広島・サリン事件でも明らかである。「緊急対処」のみでなく、「長期対処」についてもふれるべきである。【38】又、「自衛隊への協力要請」とあるが憲法論議で異論があるものを市の計画に入れるべきではない。【39】
- 17 「計画」を作成するに当たって、市長は知事と協議しなくてはならないとなっているが、知事の指摘事項を市民に明らかにすること。【40】

第2編 平素からの備えや予防

- 18 周辺事態が十分に論議されていないのに武力攻撃の発生を予想するのは、むやみに住民を煽ることになる。【41】
- 19 この「計画」を立てた「生活安全推進室」の役割を明確にし、そのメンバーに配置されている久留米警察の人の役割を住民に明示すること。【42】
- 20 22 pで総務部が行う「平素からの自衛隊との連絡調整」とはなにか、住民に明らかにすること。【43】
- 21 22 pで環境部が行う「遺体の措置及び埋葬に関すること」については、現在の久留米市がもっている機能では対処できないので、その基準を明確にすること。【44】
- 22 26 pで「国民の権利利益の救済」機関と「収用・保管命令・土地使用」などを行う機関が同じでは、十分な救済は行われぬ。救済は独立した「外部機関」が行うべき。【45】又、「損失・損害補償」について、第4編で「国民保護施行令に従う」とあるが、具体的なことやいつまでになされるのか等わからない。【46】
- 23 31 pにおいて、「自主防災組織の育成」は強制されるものではないことを徹底すること。自主防災組織に関わる人の安全確保を明示すること。【47】

- 24 34 p、35 pの「情報の伝達」「警報等の伝達」において、「障害者」の種別に対して細かく配慮すること。【48】
- 25 38 pの「研修及び訓練」において、第1編の基本方針で述べられている「基本的人権の尊重」「国民の権利利益の迅速な救済」「国際人道法の実施」について徹底した研修をすること。【49】
又、38 pで「自衛隊」を講師に招くことや39 pで「訓練」に「自衛隊等」との連携は憲法違反ではないか。【50】
- 26 41 pにおいて、要援護者に「妊産婦」「病弱者」をいれること。【51】また、「避難実施」は、鳥取県がおこなったように、久留米市でも実際にシミュレーションを行い住民の安全が守られるように計画すること。【52】
- 27 47 pにおいて下から8行目、「不審物等を発見」の中に「不審者」が含まれないように啓発すること。【53】

第3編 武力攻撃事態等への対処

- 28 48 pからの「初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置」において、デマ・流布の発生を防ぐこと。【54】及び「要援護者に対する具体的な連絡方法」を明示すること。【55】
- 29 52 pからの「市対策本部の設置等」については、久留米市の地勢の特徴（橋が多い筑後川は蛇行部分がある、離れ島になる地域がある、自衛隊施設はターゲットになる）などが考慮されているか疑問。【56】又、デマ情報が飛び交うので指揮系統を明確化すること。【57】対策本部に関わる全ての部は、「国家の安全保障」ではなく「人間の安全保障」の視点に立った研修を積むこと。【58】
- 30 70 pからの「警報及び避難の指示等」では、災害時に実際に機能するかどうかは疑問。【59】
84 pにおいて、久留米市は「大都市の避難」を想定しているように思えるがどうか。大都市に於いては地下街が安全な避難場所の1つであるが久留米市にはないなどの違いがある。【60】「住民保護」の中心は「避難」であるが、意見を求められた鳥取県の自治体は、住民の全員避難は不可能と答えている。避難用の道路を自衛隊が優先的に使用すると市長が判断したら住民の避難はさらに難しくなる。先ず、「住民の避難」を優先すべきことを強調すること。【61】
- 31 88 p、89 pの「救援の基準等」に具体性がない。又、「救援」についての記述が2 pのみであるのは「住民の救援」を軽視しているのではないか。【62】
- 32 90 p、91 p、92 pにおける「安否情報の収集・提供」では被害者が膨大な人数になることが予想され実際には機能しない。【63】被害を受け「安否情報の照会」の手続きができない状態になった住民の場合等に対する情報はどうするのか。【64】
- 33 93 p～107 pの「武力攻撃災害への対処」では、94 pの住民への退避の指示は、「屋内退避」のみが指示されて、「屋外退避」の指示の具体策がない。【65】95 pは市職員の「安全の確保」のみが記されているが、「住民の安全の確保」の具体策がない。【66】96 pの「警戒区域の設定」にあたって、「市長は、・・・県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲を決定する」となっているが、「区域内で生活する市民」の立場に立った設定になるかどうかは疑問。なぜ自衛隊の助言なのか。軍優先の設定が行われる可能性は避けるべきである。【67】また、「警戒区域の設定」「当該設備又は物件の除去」「他人の土地、建物、工作物の収用」に対する住民への事前通知、区域内

の住民の生活権・居住権、又長期に渡る場合の保障などについて規定がない。【68】NBC攻撃（核・生物・化学兵器）の被害状況予想や被害住民の救済がない。【69】又、安定ヨウ素剤はすでにつくられているのか。【70】101pの「危険物等の消費の一時禁止」となると、車のガソリンなどの供給がストップし、住民生活に支障をきたす。住民のライフラインの確保はどうするのか。【71】102pの「放射線物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等」で住民への連絡がない。【72】106p「市長の権限の行使」について、「遺体の移動の制限、禁止」はいつまでか、葬儀ができないなどの事態になったときの遺体の処理についてふれるべきである。【73】

34 108pで「被災情報の収集及び報告」、109pで「保健衛生の確保その他の措置」、111pで「国民生活の安定に関する措置」が述べられているが、「国民（住民）保護計画」の場合、これらの項目が一番行政として対処すべき重要項目である。にもかかわらず、1pずつしかふれられていない。このような「法」「計画」が憲法違反といわれる原因の1つである。【74】

35 p109の(1)の「特に配慮を要する者」に「女性特に妊産婦」、「病弱者」を挿入すること。【75】
又、p109の(4)の飲料水は全市にいき渡るように計画すること。【76】

第4編 復旧等 第5編 緊急対処事態への対処

36 「復旧等」は3p、「緊急対処事態への対処」は1pと「国民保護」では一番大切な部分にふれられていない。これでは、住民の安全・安心は守れない。【77】

【国分町：69歳】

私たちは、男女共同参画によって、人権の確立した平等なまち久留米をつくろうと、新久留米地域で組織した団体のネットワークです。今回の意見募集に関して、女性市民としての視点に重点を置き、また、人権確立をめざす組織として意見を述べたいと思います。

- 1 自治体、議会の任務は、住民の生命財産を守ることが第一義であり、住民が安心して暮らせる条件を整備することです。私たちは、先の大戦の経験から平和の大切さを身をもって知っております。そこでまづは、国に対して、「有事」を引き起こさない国際平和外交（とくにアジア諸国との）に徹していくことを何よりも強く求めてください。【78】

（理由）

戦争がもたらすものは、筆舌に尽くしがたい苦難のほかは何もありません。その苦難のある部分は、今も人々に苦しみを与え続けています。同じ過ちを繰り返してはならないとの思いは痛切です。

平和の思想を広げ、平和を創る市民の養成を先ずは掲げるべきです。

- 2 基本的人権の尊重（1編2章1）が掲げられていますが、「救援のための物資の収用および保管命令、救援のための土地、家屋、物資の使用、警戒区域の設定による退去命令等の実施に当たって国民の自由と権利に制限を加える場合には・・・」と制限を加えることを前提にしています。それでは困るのです。

国民保護措置の実施に当たって、万が一にも基本的人権を侵すことがないようにするにはどうするのか、具体的方策こそが住民を守るために最も重要なことであると考えます。人権侵害を防止するための具体的方策が必要です。【79】

（理由）

国民保護措置の実施に当たって、市の責務として基本人権を侵すことのないようにするには、どのような人権と抵触する危険があるのかを具体的に指摘して、人権侵害を防止するための方策を市国民保護計画に規定する必要があります。計画案においては、第1編第2章1に基本的人権の尊重が掲げてありますが、以下の各論において、人権保障に関する具体的な言及（障害者、病弱者、妊産婦、外国人、ボランティアの問題など、P1、P5、P7、P35等々）がほとんどなく、きわめて不十分です。国民保護に関する啓発においても、保護措置と人権保障との関係について、平素から啓発活動を行うことが明記されるべきであると考えます。

- 3 「素案」策定までの経過報告がないのはなぜですか。国民保護計画の内容が、住民の人権保障に直接かわり、住民の生命、財産の安全にとって重要な意義があるというのであれば、どのような会議が、どのようなメンバーによって、どんな内容で、どれくらいもたれたのかくらいは、住民に説明する責任があると考えます。【80】

（理由）

私たちは、先に行われた鳥取県での着上陸侵攻シミュレーションで、26000人をバス89台で県外に避難させるのに11日間かかるという結果がでたことを知っています。またその際、自衛隊は

「避難路確保は自衛隊が優先」と明言しているとも聞いています。

久留米市ではどんなシミュレーションがなされたのか、あるいは、自衛隊を抱えた久留米市のメリット・デメリットはどのように論議されたのだろうかなど、今後、私たちが平和を築くために必要なことを考える大事な情報だと思うのです。170ページ近いボリュームな素案にあと1～2ページの追加は簡単なことのはずです。

加えて言うなら、市民の間には市の国民保護計画の概要はほとんど知られておりません。計画は、住民の生命、財産の安全にとって、きわめて重要な意義をもつこと、また、国民保護措置の実施を直接担う市職員、同じく関連機関の職員の安全を考えると、住民・関係職員の意見が反映されたか説明責任があると考えます。

【荒木町：65歳】

第2章

避難・救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

3 救援に関する基本的事項

P42

(2) 基本的資料の準備等

【救援に関する事務を行うために必要な資料】

資料 収容施設

内容

- 2 高齢者、障害者、乳幼児等その他特に配慮を要する者を収容できる社会福祉施設の中に
妊婦。糖尿病合併症 をいれる。【81】

【野中町：58歳】

広報くるめでこの意見募集のを知り、早速素案および国民保護法そのものにも、ひととおり目を通してみました。

言うまでもなく日本国憲法は、集団的自衛権の行使や基本的人権の侵害を禁止しています。それなのにこの素案も保護法も、国や自治体はその憲法遵守義務を放棄したかのように読める内容で、半ば呆然としています。戦後60年余りにわたって、武力行使をせず、ひとり人間も殺すことのないこの国が、どうしてここまで来てしまったのか。この国はこの先どういう方向に向かおうとしているのか。このままでは将来の暮らしが変質してしまいかねない、と強い不安を感じました。

以下、市の対応への疑問と、計画素案の内容について気づいた点、そして要望を述べます。

1 市の対応への疑問

2004年の国会審議の時点で、私たち市民もジャーナリズムも、そして地方自治体も、国民保護法案にもっと関心を寄せるべきでした。本当に悔やまれます。ろくな審議もされずに保護法が成立したその結果として、今回のまさに寝耳に水のような、久留米市のこの素案があります。私は「久留米市国民保護協議会」なるものの存在すら知らずにいました（因みに私の周囲で知っていた人はいませんでした。市の他部局の職員の方々の認知度も知りたいものです）。

また、市民に対する素案の周知の仕方については、協議会の、たった2回の協議をまとめたものを、限られた方法・場所でのみ公開し、おまけに市民の意見募集期間はひと月足らずという短期間に設定しています。これには無理があります。簡単に閲覧できないだけでなく、A4版167ページに及ぶ素案を読むだけでも、この類の文書を読み慣れていない市民が理解するには相当の時間がかかるのです。このように、生命と暮らしの根幹に関わる施策であるのに、当事者である市民に対して踏むべき説明手順を粗略に扱う市のやり方は、納得がいきません。【82】

2 久留米市国民保護計画（素案）の内容について

「武力攻撃」は、どの国が仕掛けてくると想定しているのか。市として、現実にそのような能力を備えた国があると考えているとすれば、どの様な根拠からそう判断しているのか。【83】

基本的人権の尊重が計画の基本方針で謳われているが、どの様な方法でそれは保証されるのか。人権の制約や侵害に対する具体的な歯止めはあるのか。補償の方法についても記述がなく、安心できない。また制約する場合は「公用令書の交付等公正かつ適正な手続きによる」とあるが、手続きさえ整えればあとは問答無用で強制されることはないのか。保護法にも、「協力は自発的な意志に委ねられ、強制はしない」とあるが、「公用」優先で、断れる雰囲気ではなくなっている可能性もある。この国の歴史と国民性から、かつて国に異議申し立てをするものが「非国民」呼ばわりされ疎外されたのと同じ状況が再び生じる可能性も否定できない。そのような事態にはどう対処するのか。【84】

計画の主な内容は「避難」だが、対象が広域にわたる場合、大規模な数の市民が移動することになる。そのように多くの市民の避難生活が可能施設・設備が用意できるのか。

核や生物化学兵器による攻撃を想定した場合、地下に堅固なシェルターでもない限り逃れることは出来ないだろうし、逃れ得たとしても一時的なものに過ぎない。結局、保護計画に示さ

れた避難方法は、実際の役には立たない非現実的なものと言わざるを得ないのではないか。
【85】

3 要望

1・2で述べてきたことをふまえ、市に以下の行動を実行するよう要望します。
計画のシミュレーションを実施する。もちろん結果は公表する。【86】
パブリックコメントの集約結果をふまえ、住民対象の説明会を開く。【87】

国民保護法も久留米市国民保護計画も、「保護」と言える内容ではありません。保護法の目指すところは、やはり「有事体制の日常化」、「国民総動員体制」づくりなのでしょう。歴史の事実やそれに対する国際社会に共通の見解を無視し、近隣諸国との緊張関係を招いてしまったことに対する反省や責任の弁が、どこを探しても見られない。私は、日常的に「戦時体制」のような緊張を強いられて暮らすのはごめんです。自衛隊にも、息子や孫にも、戦争行為に加担させたくありません。だいたい「有事」を招きたがるのは、いつも自分だけは安全なところにいる者たちです。戦争で利権を得るのもそういう者たちです。被害を被るのはいつも弱い市民。そのことを私たち市民は決して忘れてはいないのです。

「今こそ、国は死にものぐるいで平和維持のための努力をせよ。市民を危険にさらすな。戦争は、最大の人権侵害・環境破壊行為だ。いかなる理由をもってしてもこれを正当化することはできない。戦争の準備に税金を使うことは許されない」 久留米市は、市民の命と暮らしを守る自治体として、国に対し、断固とした姿勢を貫いて頂きたいと思います。

【中央町：53歳】

ホームページにてパブリックコメント募集を知り、意見をのべさせていただきます。

国において有事法案の一つとして国民保護法が制定され、都道府県・市町村は各々、保護計画を作成すると定められている（第34条・35条）また作成後は協議会を組織し、作成した計画を諮問することと定められている（第38条・40条）。本市においても、これに基づき協議会を組織し、2回の協議を経て、今回広く市民の意見をきくとある。

しかしながら、保護法案が国会で審議されたときから指摘されているように、本法案の国会における審議は十分ではなく、不十分な審議で決まった法案の定めに従い、本市においてもまた、わずか2回の協議で素案をまとめた経緯は、その内容が市民の基本的な人権・生命に関わる重要なものであるにも拘わらず、あまりにも拙速である。

また、協議会のメンバーも、協議の内容についても久留米市HPには公表がない。協議会メンバーは保護法の定めるところによって決められたものであろうが、もとより、メンバーは第40条4項に定められており、もし、久留米市がこの定めに従って任命していたら、メンバーに自衛官、教育長が含まれていることも十分考えられる。もしそうであれば、有事の際に立ち上げられる対策本部のメンバーが協議会のメンバーとなり、協議の内容の公平性に疑問が残る。

1 久留米市は、パブリックコメントを求める際、素案のみならず、事前の協議の内容と、協議会メンバーを市民に公表するべきであった。今回、パブリックコメントの報告をする際、最低限HP上に、上記2点について公表するべきである。【88】

2 協議会運営については、久留米市の情報公開に係る条例に従い、協議内容を常に公表し、その運営については保護法第40条8項に定められているように市条例を定め、運営の透明性公平性を保つべきである。【89】

国民保護法そのものが、平和憲法を定めるわが国において「戦時」を想定したものであり、違憲であると考えられる。しかも、久留米市の素案31ページには、市民による自主防災組織やその他ボランティア団体等において、「武力攻撃事態等においボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る」とかかかれている。それはまさに、「戦時」にむけて、「平時」より組織を整え、訓練することが書かれている。つまり、「平時」に市民活動や学校教育現場においても、常に「戦時」に備える心の準備が強要されかねない事態が、簡単に予測できる。

また、国民保護ということで、市民の避難が重要なポイントとなるわけであるが、実際に久留米市において、市民全員が避難することなど到底不可能であり、想定される攻撃がもし現実のものとなったときは、避難できるどころか、わずかな時間で私たちはその犠牲者となる。それを考えると、計画に定められている内容は、現実性のないものであり、実効性のないものである。

【90】

3 久留米市民の保護を真剣に考えるなら、他市町村がどのような計画を作成しようとも、久留米市は安易な素案作成をすることより、勇気を持って国県に作成の意味を問い、人権尊重都市宣言及び核兵器廃絶平和都市宣言をはじめとする多くの宣言に恥じないまちとしての信念をつらぬく

べきである。【91】

私は、保護法に基づく計画の作成より、市民国民として平和の維持のために、国際社会の中でどのような人間として生きていくかを、教育の中や毎日の生活で考え、平和な社会の実現に向け行動し、社会貢献のできる市民として安心して暮らせる生活の保護を願います。

最後に 本件パブリックコメントの取り扱いについて要望します。

久留米市HPによれば、久留米市ではこれまでに、本件までで15案件のパブリックコメントを募集が実施されていますが、意見募集結果の掲載は現在11案件にとどまっています。意見集約の内容も、全文紹介、要約というように、対応にばらつきが見られます。内容によることも考えられますが、市民からの意見はどのようなものであれ全文を掲載するべきであるし、結果はすべての案件について迅速かつ確実になされるべきです。本件については、是非、意見の前文を紹介されることを強く要望します。【92】また、市民の生命・生活環境に密接に関係する内容であるにもかかわらず、市民は協議会の存在や、本計画案についても、今日までパブリックコメント募集などの限られた情報しか知りえていません。市民説明会等の開催も含め、市民に広く知らしめる方法をとられることをあわせて要望いたします。【93】